

# 由岐支所宿直の廃止について

平成28年4月1日から役場由岐支所の宿直を廃止といたします。

午後5時15分から翌朝8時30分まで職員が不在となります。この間の電話については役場本庁(日和佐)に転送されます。届出等につきましても本庁で対応することとなります。ご不便をおかけいたしますがご理解の程よろしく願いいたします。なお、この間は機械による夜間警備を実施することといたします。

また、大雨や台風などの警報発令時には今までどおり支所職員及び指定された職員が登庁し、待機することといたします。

土曜、日曜、祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)の日直(午前8時30分～午後5時15分)につきましては、従来どおりです。

## 美波町特別支援連携協議会について

美波町では、特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対する支援体制の整備促進のために特別支援連携協議会を設置しています。医療・保健・福祉・労働・心理・教育等のそれぞれの機関の委員や保護者委員が連携をもち、現在だけでなく就労や自立にむけた支援のあり方について話合います。

【特別支援連携】協議会では次のようなことについて取り組みます。

平成27年度も、各関係機関が子どもたちへの切れ目のない自立へ向けての支援を行っていただけるように話合いを持ちました。その中で、美波っ子ファイルの利用や各関係機関の取り組みについて情報交換しました。

- ①**全体会** こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援体制の推進や整備に関することについて研修を深めあったり話合います。(年2回程度)
- ②**支援ケース会** 必要に応じて開かれます。特別な支援が必要なお子さんについて、関係機関に相談することができ、支援に関する対応を考えたり、長期的な視点にたったの助言をもらったりすることができます。
- ③**その他、目的達成に必要なこと** \*美波町特別支援連携協議会では、保護者委員を公募します。(2名程度) 美波町内在住の方で特別支援教育について関心のある方は、3月31日までに町教育委員会(☎77-3620)へご連絡ください。任期は1年(4月1日から3月31日)です。

3月定例教育委員会の  
日程について

日時 3月30日(水)午前9時30分～  
場所 日和佐公民館3階会議室

平成28年度 美波町育英  
奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。  
資格要件等

- ①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学中、又は入学が決定しており、学業及び人物が優秀な者
  - ②学資の支弁が困難と認められる者
- ※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。
- 奨学金貸与額(月額)
- ・ 大学等 5万円以内
  - ・ 高校 2万円以内

第12回

まけまけマルシェ

3月13日(日)  
午前10時～午後3時  
道の駅ひわさ



利子 無利子  
返還期間

卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることとはできません。(短大の場合は、返還期間が8年となります。)

貸与者の決定

審査委員会を開催して貸与者を選考します。

申請方法

申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。申請書に必要な事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

申請期限 5月13日(金)

お問い合わせ先

美波町教育委員会 ☎77-3620

職業訓練を受講して  
早期就職を目指そう!!

ハローワークで、ご自身の希望や求人状況などと合わせて「職業訓練」でスキルアップを図る方法を職員と一緒に考えていきましょう。

「自分はどんな職業訓練がうけられるのだろうか?」と思っている方はハローワーク訓練相談窓口をお尋ねください。

雇用保険を受給できる人もできない人も、公共職業訓練・求職者支援訓練など様々な職業訓練を準備しています。ハローワ